○もとみや移住支援金交付要綱

令和元年6月21日
告示第33号

(趣旨)

第1条　本宮市は、ふくしま創生総合戦略及び本宮市第2次総合計画に基づき、本宮市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福島県と共同して行うもとみや移住支援金給付事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から本宮市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領(以下「県実施要領」という。)、その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条　移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。また、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合にあっては、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。ただし、18歳未満の世帯員が申請者の配偶者である場合を除く。

(対象者要件)

第3条　次の(1)の要件を満たし、かつ(2)から(5)のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(6)の要件を満たし、移住支援金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)を対象とする。

(1)　移住等に関する要件

次の全ての事項に該当すること。

ア　移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)　本宮市に住民登録をする直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住、又は東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。

(イ)　本宮市に住民登録をする直前に、連続して1年以上、東京23区に在住、又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し雇用保険の被保険者又

は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。

(ウ)　ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者については、通学期間の修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として本事業の移住元として対象期間とすることができる。

イ　移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)　平成31年4月1日以降に本宮市に転入したこと。

(イ)　移住支援金の交付申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ)　本宮市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ　その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ)　日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ)　申請者は(世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも)、過去10年以内に申請者を含む世帯として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員だったものが、5年以上経過し、18歳以上となり、市町村が認める場合を除く。

(エ)　その他福島県及び本宮市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2)　就業に関する要件

ア　一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ)　就業先が、福島県が移住支援金の対象としてマッチングサイト、又は他の都道府県における同様のマッチングサイトに掲載している求人情報に応募して採用されたものであること。

(ウ)　就業する者にとって、3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、当該法人が、県内で物品の販売やサービスの提供、住民の雇用等、地域経済の発展や地域活性化等に寄与する行為を行う場合は、この限りでない。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等をに関する法律に定める風俗営業者の場合はこれを除く。

(エ)　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人(以下「対象法人等」という。)に就業していること。

(オ)　上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ)　当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(キ)　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ　専門人材の場合

福島県が実施するプロフェッショナル人材事業又は内閣府が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ)　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ)　当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ)　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

(オ)　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等､離職することが前提でないこと。

(3)　テレワークに関する要件次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　所属先企業等からの命令でなく､自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ　移住先でテレワークによる勤務(原則、通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ　地域未来交付金(デジタル実装型)又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4)　関係人口に関する要件

本宮市や地域の人々と関わりを有する者(関係人口)のうち､本宮市が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、次に掲げるアのいずれかの要件に該当し、市が強いつながりがあると認めた者であって、かつイのいずれかの要件に該当すること。

ア　関係人口の要件

(ア)　福島県又は本宮市､本宮市の関係団体が主催又は参加した移住関連イベントに参加した者。ただし、出展イベントの場合は、本宮市のブース訪問者に限る。

(イ)　本宮市が運営する会員制の団体(ファンクラブ)等に登録している者。

(ウ)　本宮市内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している者。
(エ)　多拠点で生活しており、本宮市を拠点の一つとしている者。
(オ)　3親等以内の親族が本宮市に居住している者。
(カ)　本宮市にふるさと納税をしたことがある者。

イ　就業の要件

(ア)　県内企業等に就業し、かつ次に掲げる事項の全てに該当すること。

・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
・当該就業先において、就業して5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

(イ)　県内で新規に起業し、開業の届出をしていること。
(ウ)　県内で農林水産業に就業していること。なお、将来的な就業のための研修等を含む。
(エ)　家業へ就業する者。ただし、就業先は福島県内に限る。
(オ)　本宮市内で地域づくり活動や地域活性化の活動に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。

(5)　起業に関する要件

福島県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6)　世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ)

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が、原則、住民票の上で、移住元において、同一世帯に属していたこと。
イ　移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が、同一世帯に属していること。
ウ　申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に本宮市に転入したこと。
エ　移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、転入後1年以内であること。
オ　申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条　移住支援金の交付申請を希望する者は、次の区分に応じて掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)　移住支援金交付申請

申請者は、就業者(前条(1)及び(2)、2人以上の世帯の場合にあっては同条(6)に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。)、テレワーク実施者(前条(1)及び

(3)、2人以上の世帯の場合にあっては同条(6)に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。)及び関係人口(前条(1)及び(4)、2人以上の世帯の場合にあっては同条(6)に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。)にあっては本宮市への転入後1年以内に、起業者(前条(1)及び(5)、2人以上の世帯にあっては同条(6)に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。)にあっては、起業支援金の交付決定日から1年以内であって、かつ、本宮市への転入後1年以内に、「移住支援金交付申請書兼実績報告書」(様式第1号)に加え、前条(1)の要件を満たし、かつ同条(2)から(5)のいずれかを満たすとともに、2人以上の世帯にあっては同条(6)の要件に該当することを証する次の書類を添えて、市長に提出すること。

ア　交付申請時に必要となる書類

・移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)(転入先での継続した居住・勤務意思等を確認できる書類)

・身分証明書(提示により本人確認ができる書類)

・移住元の住民票の除票の写し(移住元での在住地、在住期間を確認できる書類)

・移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・本支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)を確認できるものに限る。)

・その他市長が必要と認めて指示する書類

イ　東京23区以外の東京圏(条件不利地域を除く。)から東京23区への通勤者のみ必要となる書類

・東京23区で勤務していた企業等の退職証明書及び離職票等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

ウ　東京23区以外の東京圏(条件不利地域を除く。)から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ必要となる書類

・履歴事項全部証明書、開業届の写し等(移住元での在勤地を確認できる書類)

エ　東京圏(条件不利地域を除く。)から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類

・卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)

・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤機関及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

オ　就業者の場合の申請者のみ必要となる書類

・就業証明書(移住支援金の申請用)(マッチング支援事業・専門人材)(様式第2号の1)(雇用形態、応募日等を確認できる書類)

カ　テレワーク実施者のみ必要となる書類

・就業証明書(移住支援金の申請用)(テレワーク)(様式第2号の2)(自己の意思等を確認できる書類)

※個人事業主を対象とする場合については以下の書類の追加提出を必要とす

る。
・業務委託契約書等(申請日以降に、テレワークによる移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類)
・開業届の写し又は確定申告書の写し
・申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類(全部又は一部の期間を確定申告書等の写しでも代替可)

キ　関係人口(就業)の場合のみ必要となる書類
・就業証明書(移住支援金の申請用)(関係人口)(様式第2号の3)
・関係人口である旨の申出書(移住支援金の申請用)(様式第2号の4)

ク　関係人口(起業等)の場合のみ必要となる書類
・開業届等、県内で起業したことが確認できる書類
・フリーランスにあっては、業務内容及び実態が把握できる書類
・関係人口である旨の申出書(移住支援金の申請用)(様式第2号の4)

ケ　関係人口(就農)の場合のみ必要となる書類
・就農したことが確認できる書類
・関係人口である旨の申出書(移住支援金の申請用)(様式第2号の4)

コ　起業者の場合の申請者のみ必要となる書類
・起業支援金の交付決定通知書

サ　世帯向けの金額を申請する場合に必要となる書類
・移住元の住民票の除票の写し(申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)

(交付決定の通知)

第5条　市長は、ふくしま移住支援金給付事業補助金の交付決定を受けた場合において、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに「移住支援金交付決定兼確定通知書」(様式第3号)(以下「交付決定通知書」という。)により、当該申請者に通知する。

審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、「移住支援金交付申請却下通知書」(様式第4号)により、申請者に通知する。

(支援金の交付請求)

第6条　前条の規定により交付決定を受けた者は、支援金の交付を受けようとするときは、速やかに「移住支援金交付請求書」(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第7条　交付決定を行った申請者に対しては、「移住支援金交付請求書」(様式第5号)の提出があった日から3箇月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第8条　申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書

の再交付を必要とするときは、「移住支援金交付決定通知書再交付願」(様式第6号)(以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条　市長は、前条に規定する再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに「移住支援金交付決定兼確定通知書(再交付)」(様式第7号)により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第10条　福島県は移住支援金の交付を受けた者(以下「移住支援金の受給者」という。)に対して、福島県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、福島県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

2　本宮市は移住支援金の受給者に対して、もとみや移住支援金給付事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、もとみや移住支援金給付事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。ただし、福島県からの要請があった場合は、福島移住支援事業に関する報告及び立入調査も求めることができる。

(返還請求)

第11条　市長は、移住支援金の受給者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合には、「移住支援金返還命令書」(様式第8号)により、当該移住支援金の全額又は半額に相当する額の返還を命ずることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして福島県及び本宮市が認めた場合はこの限りではない。

(1)　全額の返還

ア　虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けた場合

イ　移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、移住支援金を受給した本宮市から転出した場合

ウ　第3条第2号に定める要件を満たす者にあっては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ　起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2)　半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した本宮市から転出した場合

(継続就業の報告)

第12条　移住支援金の受給者のうち就業者にあっては、当該移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、市長に対し、継続就業の報告を行わなければならない。なお、当該申請日から1年を経過した日までの継続就業については、就業先である事業主が発行する就業証明書を市長に提出しなければならない。

(転出先の報告)

第13条　移住支援金の受給者は、当該移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間に、本宮市から転出しようとする場合は、「転出先報告書」(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第14条　この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、福島県と本宮市が協議して定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附　則(令和2年3月2日告示第19号)

この告示は、公布の日から施行し、令和元年12月20日から適用する。ただし、平成31年4月1日から令和元年12月19日までに本宮市に転入した場合は、第3条(1)アに掲げる事項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを移住元に関する申請要件とする。

(1)　本宮市に住民登録をする直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。

(2)　本宮市に住民登録をする直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3箇月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと(連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。)。

附　則(令和3年3月24日告示第35号)

この告示は、公布の日から施行し、令和2年12月22日から適用する。

附　則(令和3年5月25日告示第100号)

この告示は、公布の日から施行する。

附　則(令和3年12月3日告示第142号)

この告示は、公布の日から施行する。

附　則(令和4年4月20日告示第46号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後のもとみや移住支援金給付事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附　則(令和5年3月28日告示第24号)

(施行期日)

1　この告示は、公布の日から施行し、改正後のもとみや移住支援金給付事業補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、令和5年1月1日から適用する。

(経過措置)

2　改正後の要綱の規定は、令和5年1月1日以後に転入した申請者に対して適用し、

令和4年12月31日以前に転入した申請者については、なお従前の例による。

附　則(令和6年9月2日告示第108号)

(施行期日)

1　この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　改正後のもとみや移住支援金給付事業補助金交付要綱の規定は、施行の日以後に転入した申請者に対して適用し、施行の日より前に転入した申請者については、なお従前の例による。

附　則(令和7年4月18日告示第59号)

この告示は、公布の日から施行する。

附　則(令和8年7月1日告示第96号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後のもとみや移住支援金交付要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。